

平成 21年8月10日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) きかくかぶしきがいしゃ
氏 名 モバイルメディア企画株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちやう やぶき まさひこ
代表取締役社長 矢吹 雅彦

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちやうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応いたしますので、宜しくお願いいたします。

(連絡先)



意見書（要旨）

1. 無線局免許（開設計画）の認定を受けることが出来る事業者（ハード事業者）の数を 1 とする方針を明記するべきである。
2. 広くあまねく置局するべきであり、全国の世帯カバー率 90%以上に賛同する。
3. 地方ブロック向け放送も全国向け放送と同一のカバー率基準とするべきである。
4. ハード事業とソフト事業に同じグループが参入した際、独占禁止法に関わる事項が起こらないようハード事業の透明性を確保し、同じグループのソフト事業者を優遇出来ないような措置を本方針に明記するべきである。

意見書

該当箇所	意見
2. 無線局の免許(開設計画の認定)に係る制度整備	<p>(意見1) 無線局免許(開設計画)の認定を受けることが出来る事業者(ハード事業者)の数を1とする方針を明記すべきである。</p> <p>本項目において、無線局免許(開設計画)の認定を受けることが出来る事業者(ハード事業者)の数を1とする方針を明記すべきであると考えます。</p> <p>懇談会報告書においては事業者の数は「全体の設備投資額が少なくなること、ガードバンドの確保が原則不要となり周波数の有効利用に資することとの観点からは、ハード事業者の数を1とすることが適当である。他方、サービスエリアのカバー率や屋内での受信環境の向上等について競争の効果が期待されること、現時点で参入を検討している事業者はハード事業者が複数(二重投資)となっても事業性を確保できると考えていることを踏まえれば、ハード事業者の数を2とすることも考えられる。」となっていました。周波数の効率的な利用とエリアカバーを全国あまねく確実に実施するために、一つの事業者に割り当てることが望ましいと考えます。</p>
2. (3) ① ア 全国向け放送に係る基準 (ア) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国での世帯カバー率が百分の九十以上になるように特定基地局を配置すること。	<p>(意見2) 広くあまねく置局すべきであり、全国の世帯カバー率90%以上に賛同する。</p> <p>放送は国民に最大限に普及させる必要があり、広くあまねく置局することが望ましいため、特定基地局の配置及び開設時期を5年以内に全国の世帯カバー率を90%以上とする今回の方針に賛同いたします。エリアのカバーを出来るだけ広く実施する必要があり、本方針においては最低限の90%以上に設定すべきであると考えます。</p>
2. (3) ① イ 地方ブロック向け放送に係る基準 (ア) 開設計画の認定の日から5	<p>(意見3) 地方ブロック向け放送も全国向け放送と同一のカバー率基準とするべきである。</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送としては全国向け放送も地域ブロック向け放送も同じ放送であり、基準に係る差をなくすべきであると考えます。地方ブロック向け放送も全国向け放送と同一のカバ</p>

該当箇所	意見
<p>年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。</p>	<p>一率等の基準にするべきであると考えます。</p>
<p>4. その他の事項</p>	<p>(意見4) ハード事業とソフト事業に同じグループが参入した際、独占禁止法に関わる事項が起こらないようハード事業の透明性を確保し、同じグループのソフト事業者を優遇出来ないような措置を本方針に明記するべきである。</p> <p>人為的に他の事業者の事業活動を排除することや支配することにより市場支配力を行使する私的独占は独占禁止法上禁止されている行為が起きないよう、本方針においては本項目に「4. その他の事項(独占禁止に関わる規律)」を設定するべきであると考えます。</p> <p>ハード事業とソフト事業に同じグループが参入した際、独占禁止法に関わる事項が起こらないようハード事業の透明性を確保し、同じグループのソフト事業者を優遇出来ないような措置を本方針に明記するべきであると考えます。</p>

以上